

指定居宅介護（介護予防）支援事業者
代表者・管理者 様

羽曳野市保健福祉部高年介護課長

別居親族による訪問介護サービスの提供について

平素は、本市の介護保険事業に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、訪問介護員等の同居親族へのサービス提供については、指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）第25条及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）第22条の規定により禁止されていますが、同居でない家族へのサービス提供については禁止されておりません。しかし、別居家族によるサービス提供は、家族介護と区別が付きにくい、外部の目が届きにくくなるなどの理由から、サービスの質の低下につながる懸念され、大阪府が作成したQ&A（平成19年8月大阪府健康福祉部医務・福祉指導室作成）では「同居家族によるサービス提供同様、介護報酬の算定対象となるサービスと家族等が行う介護を区分することは困難であり、報酬の対象とならない内容のサービスが提供されるおそれがあることなど、不適切な報酬算定につながりやすいと考えられるため適切でない。」との見解を示されているところです。

しかし、本市においては法令により禁止されていない別居家族による居宅要介護者への訪問介護サービスの提供について、一律的に禁止する取扱とせず、別居家族によるサービス提供がやむを得ないものであり、かつ適切なサービス提供が担保されることが明らかな場合にこれを認める取り扱いとすることとしました。

については、居宅介護（介護予防）支援事業者におかれては、その趣旨を十分にご理解いただき、訪問介護サービス事業者との連携をはかり、適切な訪問介護サービスの提供が行われるよう、ご協力いただきますよう、お願いします。

記

- | | |
|--------------|--|
| 1. 取扱要領及び協議書 | 別紙のとおり |
| 2. 対象月 | 新規：平成19年10月サービス提供分より適用
継続：現在提供中のものは11月末までに提出のこと |

担当・お問い合わせ先

羽曳野市保健福祉部高年介護課

企画調整担当 片上、渡辺

電話 072 958-1111 内線1361

Fax 072 950-2536

E-mail kounenkaigo@city.habikino.osaka.jp